

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	防災再開発促進地区の区域内における避難経路協定の変更の認可	
根 拠 法 令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
根 拠 条 項	第292条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第292条第2項で準用する第291条</p> <p>(避難経路協定の認可)</p> <p>第291条 市町村長は、第289条第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第289条第2項各号に掲げる事項(当該避難経路協定において避難経路協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該避難経路協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 市町村長は、第289条第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該避難経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、避難経路協定区域である旨を当該避難経路協定区域内に明示しなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日(休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)